別表第六号　許可を要しない高周波利用設備の変更の工事（第45条の２関係）

［第１　略］

第２　装置の一部分について変更の工事をする場合

［略］	［略］
第１の１の項及び２の項に掲げる装置の部品の変更の工事	次に掲げる条件に適合する場合に限る。 １　使用周波数の一部を削除する場合であること。 ２　発振の方式に変更をきたすこととならない場合であること。 ３　［略］ ４　［略］ ５　［略］

別表第八号　型式確認に係る試験方法（第46条の７関係）

第１　電子レンジ

１　試験条件

［削る］	［削る］
⑴　電子レンジの設置の方法	［ア・イ　略］
⑵　電源周波数	［略］
⑶　出力切換え	［略］
⑷　負荷の方法	［削る］
	ア　高周波出力の測定の場合 ［(ｱ)～(ｴ)　略］ イ　漏えい電波の電力束密度の測定の場合 ［(ｱ)～(ｴ)　略］

別表第六号　許可を要しない高周波利用設備の変更の工事（第45条の２関係）

［第１　同左］

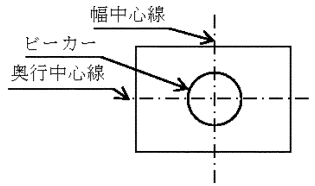
第２　装置の一部分について変更の工事をする場合

［同左］	［同左］
第１の１の項及び２の項に掲げる装置の部品の変更の工事	［同左］ １　使用周波数又は発振の方式に変更をきたすこととならない場合であること。 ［新設］ ２　［同左］ ３　［同左］ ４　［同左］

別表第八号　型式確認に係る試験方法（第46条の７関係）

第１　電子レンジ

１　試験条件

⑴　測定場所の温度及び湿度	ア　温度　摂氏５度から摂氏35度までの範囲 イ　相対湿度　45パーセントから85パーセントまでの範囲
⑵　［同左］	［ア・イ　同左］
⑶　［同左］	［同左］
⑷　［同左］	［同左］
⑸　［同左］	ア　高周波出力又は漏えい電波の電力束密度以外の項目の測定の場合 (ｱ)　負　荷　摂氏15度から摂氏25度までの範囲の水を用いる。 (ｲ)　容　器　外径190ミリメートル±５ミリメートル、高さ90ミリメートル±５ミリメートルの低損失ビーカーを１個使用する。 (ｳ)　負荷量　1,000ミリリットルの水を用いる。 (ｴ)　位　置　加熱室の中心部に次の図に示すように置く。  イ　［同左］ ［(ｱ)～(ｴ)　同左］ ウ　［同左］ ［(ｱ)～(ｴ)　同左］